

平成24年伯耆町
第6回定例会

条例等議案説明資料概要



平成24年12月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案名等	伯耆町防災会議条例及び伯耆町災害対策本部条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 災害対策基本法の改正に伴う改正 ○防災会議条例の一部改正 法律の改正により所管事務が見直され、防災に関する諮問的機関としての機能が強化され、委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者」が追加されたことに関する改正を行う。 ○災害対策本部条例の一部改正 法律の改正により根拠条項が異動したため、これに対応するもの。 【施行日】 公布の日	

議案名等	伯耆町被災者住宅再建支援事業助成事業条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正に伴う改正 改正内容 改正前の内容に下記の内容を加える ・県内の1つの市町村内で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・県内の1つの集落の2分の1以上、かつ、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・2世帯の半壊世帯又は大規模半壊世帯で1世帯の全壊住宅とみなし、全壊世帯数の算定を行う 【参考】改正前(適用範囲) ・県内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 ・大幅な世帯数の減少による被災地域の地域社会の崩壊又は、町の著しい財政悪化を招くおそれがある被害が発生した自然災害 【施行日】 公布の日	

議案名等	伯耆町消防団条例の一部改正について
(提案理由及び概要) 消防組織法の改正に伴う改正 【改正内容(根拠条項の改正)】 消防団の設置、名称及び区域・・・消防組織法第18条第1項 消防団員の定数・・・消防組織法第19条第2項 消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱い・・・消防組織法第23条第1項 【施行日】 公布の日	

議案等説明資料

提出課：企画課

議案名等	鳥取県西部広域行政管理組合の規約の変更の協議について	
(提案理由及び概要)		
鳥取県西部広域行政管理組合規約新旧対照表		
鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）		
改正後	改正前	
<p>本則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。 2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。 3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。 4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。 5 病院群輪番制病院に関すること。 6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。 7 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。 8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。 9 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u>に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害支援区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。 10 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。 11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。 12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務 (2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務 (3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務 (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務 	<p>本則（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。 2 不燃物処理施設（境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。）の設置及び管理運営に関すること。 3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。 4 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）に関すること。 5 病院群輪番制病院に関すること。 6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。 7 火葬場の設置及び管理運営に関すること（境港市に係るものを除く。）。 8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。 9 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u>に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、<u>障害程度区分</u>及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。 10 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること（境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものを除く。）。 11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。 12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務 (2) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）に基づく事務 (3) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務 (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務 	